

しょうがくせい
小学生
いじょうよう
以上用

がつ きたおおいずみじどうかん
令和6年 11月の北大泉児童館



練馬区大泉町 4-15-15 電話 3921-4856 幼児親子・小学生の開館時間 月～金曜日午前10時～午後6時
土曜日 午前9時～午後6時

まるっとあそびプロジェクト

みんなでぬりえ展覧会 てんらんかい

ねりまく ぜん じどうかん こうせいぶんかいかん
練馬区の全17児童館と厚生文化会館にて
ぬりえ展覧会をおこないます。
各児童館で制作、展示した後、選ばれた作品は
1月の児童館展に出品されます。

制作期間: 11月1日(金)～11月14日(木)
展示期間: 11月19日(火)～11月30日(土)



ほしぞらかんさつかい
星空観覧会

ぼうえんきょう おきよぞら いっしょをみあ
望遠鏡で秋の夜空を一緒に見上げてみましょう。
せんもんかのお話も聞けますよ。

11月16日(土)

午後5時15分～午後7時15分

定員: 15組30名 ※事前申し込み制
対象: 小学生以上親子
申込開始: 11月1日(金)～
詳しくは申込用紙をご確認ください。

じどうかんで ☆すいとうをもってきてください。
あそぶときは ☆入館カードをだしてください。

月	火	水	木	金	土
<p>ⓐは事前申し込み制の行事です。児童館窓口にて申込用紙の配布・受付をします。 ⓑは当日申し込み制の行事です。受付は行事時間の前後30分間です。 (例) ⓐ3:30～4:30 受付時間は3:00～4:00</p>				<p>1 ★星空観覧会 ★クッキングクラブ 申込開始</p>	<p>2 2:00～3:00 桜高生とあそぼう</p>
<p>4 振替休日 児童館 おやすみ</p>	<p>5 ぬりえ展覧会 制作期間</p>	<p>6 3:30～4:30 みんなであそぼう ☆中高生タイム</p>	<p>7 ⓑ3:30～5:00 卓球クラブ ☆中高生タイム</p>	<p>8</p>	<p>9 2:30～4:00 大学生とあそぼう</p>
<p>11</p>	<p>12 </p>	<p>13 ⓑ4:30～5:50 音楽クラブ ☆中高生タイム</p>	<p>14 ☆中高生タイム</p>	<p>15 特別工作 気球の ゆらゆらモビールの日 3:00～5:00</p>	<p>16 ⓐ5:15～7:15 星空観覧会 ☆中高生タイム</p>
<p>18</p>	<p>19 4:00～4:30 おはなしの会</p>	<p>20 ⓐ3:30～5:30 クッキングクラブ ☆中高生タイム</p>	<p>21 特別工作 レジンキーホルダーの日 3:00～5:00 ☆中高生タイム</p>	<p>22 ぬりえ展覧会 展示期間</p>	<p>23 勤労感謝の日 児童館 おやすみ</p>
<p>25</p>	<p>26 3:30～5:00 もしかめ おじさんの日</p>	<p>27 ⓑ3:30～5:00 しゅうまいさんと工作 ☆中高生タイム</p>	<p>28 ⓑ3:30～5:00 キッズクラフト ☆中高生タイム</p>	<p>29 </p>	<p>30</p>

さくらこうせい
桜高生とあそぼう
2日(土)2時~3時
 定員24名 対象：小学生~高校生
 なにをするかはお楽しみ☆

みんなであそぼう
6日(水)3時30分~4時30分
 定員20名 対象：小学生

たつきゅう
卓球クラブ
7日(木)3時30分~5時
 定員なし 対象：小学生~高校生

大学生とあそぼう
9日(土)2時30分~4時
 定員なし 対象：小学生~高校生

音楽クラブ
13日(水)4時30分~5時50分
 定員24名 対象：小学生~高校生

特別工作〇〇の日
15日(金) 気球のゆらゆらモビール
21日(木) レジンキーホルダー
 受付時間：3：00~4：45
 対象：小学生~高校生

おはなしの会
19日(火)4時00分~4時30分
 定員10名 対象：幼児~高校生

クッキングクラブ
20日(水)3時30分~5時30分
 定員18名 対象：小学生
 ※ 参加には事前申し込みが必要です。
 申し込み書の配布・申し込みは1日~
 「スイートポテト」を作りますよ!

もしかめおじさんの日
26日(火)3時30分~5時
 定員なし 対象：幼児~高校生

しゅうまいさんと工作
27日(水)3時30分~5時
 定員24名 対象：小学生~高校生
 「くるくるぶんぶん」を作ります。

知っていますか？**子どもの権利条約**

子どもの権利条約とは？
 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約に定められている権利には、大きく分けて以下のようなものがあります。

<p>生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られる</p>	<p>言つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる</p>
<p>守られる権利 紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる</p>	<p>参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできる</p>

出典 (公財) 日本ユニセフ協会

キッズクラフト
28日(木)3時30分~5時
 定員24名 対象：小学生~高校生
 「もみのきのオーナメント」を作ります。

